

山鹿市子ども・子育て会議運営要領（改正案）

平成26年10月14日

子ども・子育て会議決定

（趣旨）

第1条 この要領は、山鹿市子ども・子育て会議の会議（以下、「会議」という。）の運営について定めるものとする。

（代理者の出席等）

第2条 会長は、委員が真にやむを得ない事情により会議に出席できない場合であって、当該委員からあらかじめ申し出があったときは、代理人の出席を認めることができる。

2 代理人は、会議に出席し、発言することができる。

（議事録）

第3条 議事録には、次の事項を記載するものとする。

- 一 会議の日時及び場所
- 二 出席した委員の氏名（代理人が出席した場合は、その旨を含む。）
- 三 議事となった事項

2 議事録は公開とする。ただし、会長は、公開することにより公平かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があると認めるときは、議事録の全部又は一部を非公開とすることができる。

3 前項の規定により議事録の全部又は一部を非公開とする場合には、会長は、非公開とした部分について議事要旨を作成し、これを公開するものとする。

（会議の公開等）

第4条 会議は、公開とする。ただし、会長は、公開することにより公平かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があると認めるときは、会議を非公開とすることができる。

2 会長は、会議における秩序の維持のため必要と認めるときは、傍聴人の退場を命ずるなど必要な措置をとることができる。

（傍聴の手続き）

第5条 会議を傍聴しようとする者は、会議当日に傍聴人受付簿に氏名及び住所を記載しなければならない。

(傍聴の制限)

第6条 次の各号のいずれかに該当する者は、会議を傍聴することができない。

- (1) 凶器その他、人に危害を加えるおそれがある物品、又は、看板その他示威宣伝の用に供される物品を持っている者。
- (2) 酒気を帯びていると認められる者。
- (3) その他会議の円滑な運営を妨げるおそれがある者。

(傍聴人数の制限)

第7条 会長は、傍聴席の都合その他必要があると認めるときは、傍聴人の数を制限することができる。

(傍聴人の守るべき事項)

第8条 傍聴人は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 会議における発言に対して拍手その他の方法により賛否を表明しないこと。
- (2) 会議の妨害になるような示威宣伝又は扇動に類する行為をしないこと。
- (3) 会長の許可なく撮影又は録音をしないこと。
- (4) 会長の指示に反する行為をしないこと。
- (5) その他会議の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。

(雑則)

第9条 この要領に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要領は、平成26年10月14日から施行する。

平成26年11月18日一部改正(4条から8条までを追加)